

訪問看護医療DX情報活用加算について

2024年診療報酬改定に伴い、地方厚生支局等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供する体制を整えています。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月

これに関する施設基準は以下のとおりです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。
（訪問看護療養費のオンライン請求を行っている）
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有している。
（マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている）
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。2.の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
4. 3.の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している。

令和6年10月1日
周桑病院訪問看護ステーション